

(参考和訳)

## 大阪港と広州港の戦略的協力に関する覚書

大阪市港湾局と広州市港務局（以下「両者」という。）は、互恵関係に基づき、大阪港と広州港（以下「両港」という。）の交流を推進させ、また、両者の相互理解と長期的な協力関係の構築を図るため、次のとおりパートナーシップ港として提携することをここに確認する。

(提携の目的)

第1条 本覚書は、両港の振興及び持続的な発展を共同で促進することを目的とし、両者は、本覚書に基づき、相互協力を進め、相互利益の実現に努めることとする。

(提携事項)

第2条 本覚書による提携事項は、義務や制限、法的拘束力を持たないこととするが、両者は、次のとおり、信義に従い誠実に取り組まなければならない。

- (1) 両者は、両港間における物流と人流を積極的に推進し、両港の利用促進に共同で努める。
- (2) 環境、商業、その他の分野を含む、港湾の運営・管理に係る情報の交換を行う。
- (3) 両者は、両港の発展やビジネスチャンスの創出をもたらす企業、その他の団体の交流の促進のためのサポートに努める。
- (4) その他の事項は、社会状況の変化と実際の必要性に応じて、両者の協議を経て定める。

(連絡窓口の設置)

第3条 両者は、定められた提携事項を着実に遂行するため、本覚書の締結後速やかに、連絡窓口となる担当者を指定し、担当者の連絡先を書面で相手側に通知する。また、当該内容に変更が生じた場合には、遅滞なく通知するものとする。

(その他)

第4条 本覚書に定めのない事項は、別途協議の上、決定するものとする。

本覚書は、両者が署名した日から効力を生ずるが、いずれか一方の当事者が本覚書による提携の終了を求める場合は、書面で相手側へ通知するものとし、本覚書は、相手側がその通知を受理してから、6ヶ月後に失効する。

本覚書は2通作成し、両者が各1通ずつ保有し、いずれも同等の効力を有するものとする。

2019年10月18日

大阪市港湾局  
局長  
田中 利光

広州市港務局  
広州市港務局長職務代理者 副局長  
陳 斯勇